最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの	滑空機	動力滑空機		二十万九千円に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごとに五千八百円を加算した額
		その他の滑空機		十七万三百円
	飛行船			十六万九千八百円
	飛行機	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	単発機	二十万八千円
			多発機	十五万七千円
		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		十六万七千六百円
	回転翼航空機	最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの	単発機	十五万七千五百円
			多発機	十六万八千百円
		最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの		十六万七千六百円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに九百三十円を加算した額
	滑空機	動力滑空機		十六万八千百円に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごとに五百八十円を加算した額
		その他の滑空機		十六万五千三百円
	飛行船			十六万四千八百円
	飛行機	法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機		十六万七千百円
		その他の航空機		十一万二千五百円（電子承認申請の場合にあっては、十一万二千円）
七　法第十七条の二第一項の承認を申請する者	回転翼航空機	法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機		十六万七千百円
		その他の航空機		十三万八千二百円（電子承認申請の場合にあっては、十三万七千七百円）
八　法第十七条の二第一項の承認を申請する者	滑空機	法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機		七万千六百円（電子承認申請の場合にあっては、七万千二百円）
		その他の航空機		十一万六百円（電子承認申請の場合にあっては、十一万二百円）

別表第一に次のように加える。

備考

一　この表第一号ロに掲げる航空機について法第十七条第一項の修理又は改造をし、当該修理又は改造に係る同項の修理改造検査を受けないで法第十七条第一項の耐空証明を受けようとする場合における手数料の額は、同号ロに掲げる額に、この表第六号中欄に掲げる区分に応じ、同号下欄に掲げる額（次号イ又はロに掲げる設計に基づき当該修理又は改造をする場合にあっては、当該額から十三万八千二百円を控除した額）を加算した額とする。

二　次に掲げる設計に基づき修理又は改造をする航空機について法第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする場合における手数料の額は、この表第六号に掲げる額から十三万八千二百円を控除した額とする。

イ　法第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計

ロ　法第十七条第一項の国土交通省令で定める輸入した航空機の修理又は改造のための設計

（運輸安全委員会設置法施行令の一部改正）

第二条　運輸安全委員会設置法施行令（昭和四十八年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「従事する」の下に「全ての」を加え、「より報告書が国土交通大臣に提出される」を「よる報告書の提出又は同条第三項後段の規定による結果の報告がされる」に改める。

附　則

この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の施行の日（令和二年六月十八日）から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○財務省令第四十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十一日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の十八第十六項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「第十五条に規定する還付された通知カード又は同令」を削る。

第三条の二十第二項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第十五条に規定する還付された通知カード又は同令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

第十八条の十二第一項第一号ロ中「第一条第一項第二号」を「第一条第二号」に、「第四条第一号」を「第三条第一号」に改め、同条第三項第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号ロ中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及